

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

平成27年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	地域間幹線／地域内フィーダーの別	確保維持事業に要する 国庫補助額 (千円)	幹線特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表6「補助対象の基準」)			
						乗合バス型／デマンド型の別	基準口で該当する要件	接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策	基準二で該当する要件
新潟県 (村上市)	新潟交通観光バス(株)	(1) 村上市まちなか循環バス (小回り循環)	地域内フィーダー	1,228.5		乗合バス型	(1)	村上駅乗入れ	
	新潟交通観光バス(株)	(2) 村上市まちなか循環バス (大回りー小回り循環)	地域内フィーダー	2,855.5		乗合バス型	(1)	村上駅乗入れ	
	新潟交通観光バス(株)	(3) 村上～馬下～寒川線	地域内フィーダー	3,694.0		乗合バス型	(1)	村上駅乗入れ・桑川駅乗入れ	
	新潟交通観光バス(株)	(4) 村上せなみ巡回バス	地域内フィーダー	1,474.5		乗合バス型	(1)	村上駅乗入れ	
	新潟交通観光バス(株)	(5) 村上～猿沢～北中線	地域内フィーダー	11,645.5		乗合バス型	(1)	村上駅乗入れ	
		(6)							
		(7)							
合 計				20,898					

- (注)
1. 「地域内フィーダー系統の基準適合」は地域内フィーダー系統を記載する場合のみ記載する。
 2. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
 3. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。
 4. 「幹線特例措置」には、地域協働推進事業計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合のみ、特例措置15人未満の系統については「1」を、特例措置15人～150人の系統については「2」を記載する。